

経 済 産 業 省

20200408保局第1号

高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和2年4月10日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官

高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）
の一部を改正する規程

高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（2017
0718保局第1号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

○高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（20170718 保局第1号） 新旧対照表
 （改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。）

改 正 後	改 正 前
高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）	高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）
制定 20170718 保局第1号 平成29年 7月25日 改正 20171102 保局第2号 平成29年11月15日 20180323 保局第4号 平成30年 3月30日 20181105 保局第1号 平成30年11月14日 20181210 保局第1号 平成30年12月27日 20181225 保局第2号 平成31年 1月11日 20190308 保局第1号 平成31年 3月15日 20190325 保局第1号 平成31年 3月29日 20190418 保局第1号 平成31年 4月22日 20190606 保局第1号 令和 元年 6月14日 20191021 保局第1号 令和 元年11月12日 20191206 保局第1号 令和 元年12月20日 20200213 保局第2号 令和 2年 2月28日 20200408 保局第1号 令和 2年 4月10日	制定 20170718 保局第1号 平成29年 7月25日 改正 20171102 保局第2号 平成29年11月15日 20180323 保局第4号 平成30年 3月30日 20181105 保局第1号 平成30年11月14日 20181210 保局第1号 平成30年12月27日 20181225 保局第2号 平成31年 1月11日 20190308 保局第1号 平成31年 3月15日 20190325 保局第1号 平成31年 3月29日 20190418 保局第1号 平成31年 4月22日 20190606 保局第1号 令和 元年 6月14日 20191021 保局第1号 令和 元年11月12日 20191206 保局第1号 令和 元年12月20日 20200213 保局第2号 令和 2年 2月28日
（2）一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について	（2）一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について
第66条関係 （1）・（2） [略] （3） [略] （イ） [略] （ロ）「保安管理上これと同等以上であると経済産業大臣が認める」製造施設は、パイロットプラント及び第79条第3項という休止施設等である。 （4） [略]	第66条関係 （1）・（2） [略] （3） [略] （イ） [略] （ロ）「保安管理上これと同等以上であると経済産業大臣が認める」製造施設は、パイロットプラント及び第79条という休止施設等である。 （4） [略]
第79条関係 （1）第3項中「使用を休止した特定施設」とは、高圧ガスの製造を1ヶ月以上にわたり継続して中止する計画をもって休止している製造施設であって、他の製造施設と明確に縁切りされていることが確認でき、かつ、その製造施設中のガスをそのガスと反応しにくい窒素等の不活性ガスで置換する等の保安上の措置が講じてある状態のものをいう。 （2） [略]	第79条関係 （1）第2項ただし書中「使用を休止した特定施設」とは、高圧ガスの製造を1ヶ月以上にわたり継続して中止する計画をもって休止している製造施設であって、他の製造施設と明確に縁切りされていることが確認でき、かつ、その製造施設中のガスをそのガスと反応しにくい窒素等の不活性ガスで置換する等の保安上の措置が講じてある状態のものをいう。 （2） [略]
第83条関係 （1）定期自主検査の実施時期は事業者の個別の事情に応じて合理的に設定されるものであり、例えば、規則第79条第4項に基づき、前回の保安検査の日から1年を経過した日の前後1月以内（認定完成検査	第83条関係 （1）定期自主検査の実施時期は事業者の個別の事情に応じて合理的に設定されるものであり、例えば、規則第79条第3項に基づき、前回の保安検査の日から1年を経過した日の前後1月以内（認定完成検査

実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者にあつては、基準日の前後3月以内)に受け又は自ら行う保安検査に対応して定期自主検査の実施日を設定することも可能である。

(2) [略]

(3) 液化石油ガス保安規則の運用及び解釈について

第77条関係

(1) 第3項中「使用を休止した特定施設」とは、高圧ガスの製造を1ヶ月以上にわたり継続して中止する計画をもって休止している製造施設であつて、他の製造施設と明確に縁切りされていることが確認でき、かつ、その製造施設中のガスをそのガスと反応しにくい窒素等の不活性ガスで置換することにより、保安上の措置を講じてある状態のものをいう。

(2) [略]

第81条関係

(1) 定期自主検査の実施時期は事業者の個別の事情に応じて合理的に設定されるものであり、例えば、規則第77条第4項に基づき、前回の保安検査の日から1年を経過した日の前後1月以内(認定完成検査実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者にあつては、基準日の前後3月以内)に受け又は自ら行う保安検査に対応して定期自主検査の実施日を設定することも可能である。

(2) [略]

(4) コンビナート等保安規則の運用及び解釈について

第25条関係

1. ・ 2. [略]

3. [略]

(イ) [略]

(ロ) 「保安管理上これと同等以上であると経済産業大臣が認める」製造施設は、パイロットプラント及び第34条第3項でいう休止施設等である。

4. [略]

第34条関係

(1) 第3項中「使用を休止した特定施設」とは、高圧ガスの製造を1ヶ月以上にわたり継続して中止する計画をもって休止している製造施設であつて、他の製造施設と明確に縁切りされていることが確認でき、かつ、その製造施設中のガスをそのガスと反応しにくい窒素等の不活性ガスで置換する等の保安上の措置が講じてある状態のものをいう。

(2) [略]

第38条関係

(1) 定期自主検査の実施時期は事業者の個別の事情に応じて合理的に設定されるものであり、例えば、規則第34条第4項に基づき、前回の保安検査の日から1年を経過した日の前後1月以内(認定完成検査

実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者にあつては、基準日の前後3月以内)に受け又は自ら行う保安検査に対応して定期自主検査の実施日を設定することも可能である。

(2) [略]

(3) 液化石油ガス保安規則の運用及び解釈について

第77条関係

(1) 第2項ただし書中「使用を休止した特定施設」とは、高圧ガスの製造を1ヶ月以上にわたり継続して中止する計画をもって休止している製造施設であつて、他の製造施設と明確に縁切りされていることが確認でき、かつ、その製造施設中のガスをそのガスと反応しにくい窒素等の不活性ガスで置換することにより、保安上の措置を講じてある状態のものをいう。

(2) [略]

第81条関係

(1) 定期自主検査の実施時期は事業者の個別の事情に応じて合理的に設定されるものであり、例えば、規則第77条第3項に基づき、前回の保安検査の日から1年を経過した日の前後1月以内(認定完成検査実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者にあつては、基準日の前後3月以内)に受け又は自ら行う保安検査に対応して定期自主検査の実施日を設定することも可能である。

(2) [略]

(4) コンビナート等保安規則の運用及び解釈について

第25条関係

1. ・ 2. [略]

3. [略]

(イ) [略]

(ロ) 「保安管理上これと同等以上であると経済産業大臣が認める」製造施設は、パイロットプラント及び第34条第2項でいう休止施設等である。

4. [略]

第34条関係

(1) 第2項ただし書中「使用を休止した特定施設」とは、高圧ガスの製造を1ヶ月以上にわたり継続して中止する計画をもって休止している製造施設であつて、他の製造施設と明確に縁切りされていることが確認でき、かつ、その製造施設中のガスをそのガスと反応しにくい窒素等の不活性ガスで置換する等の保安上の措置が講じてある状態のものをいう。

(2) [略]

第38条関係

(1) 定期自主検査の実施時期は事業者の個別の事情に応じて合理的に設定されるものであり、例えば、規則第34条第3項に基づき、前回の保安検査の日から1年を経過した日の前後1月以内(認定完成検査

<p>実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者にあつては、基準日の前後3月以内)に受け又は自ら行う保安検査に対応して定期自主検査の実施日を設定することも可能である。</p> <p>(2) [略]</p>	<p>実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者にあつては、基準日の前後3月以内)に受け又は自ら行う保安検査に対応して定期自主検査の実施日を設定することも可能である。</p> <p>(2) [略]</p>
--	--